

議案第59号

静岡市都市公園条例の一部改正について

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の6」を「第2条の7」に改める。

第2条の6中第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書に規定する公募対象公園施設を設ける場合における同項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第2章中第2条の6の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第2条の7 政令第8条第1項の規定により条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。